

第3章 ごみ処理基本計画

ここでは、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理基本計画について、現状と課題、基本目標と基本方針、取り組みなどを示します。

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理区分

ごみの分別方法と排出方法を以下に示します。

表 3-1 ごみの分別方法と排出方法

分別区分		ごみの種類	排出容器等	収集頻度
可燃ごみ		生ごみ、食用油、紙くず・木くず、紙おむつ、ぬいぐるみ（布製・綿製）、皮革類（バッグ・ベルトなど）、布類、プラスチック類（カセットテープなど）発泡スチロール（家庭ごみ）	指定袋	週2回
資源ごみ	缶類	アルミ缶	指定袋	月1回 ～2回
		スチール缶		
	びん類	無色・茶色・その他のびん		
		ペットボトル		
	酒類・醤油等のもの			
	白色トレイ	裏表白色のものに限る		
	紙パック	牛乳、焼酎、果汁飲料など（内側にアルミ箔、防止加工したものは除く）		
	ダンボール	紙と紙の間に波状の紙があるもの		
	新聞紙	新聞紙		
	雑誌類	週刊誌、マンガ、本、チラシ類		
	生ごみ	食品廃棄物		
廃食用油	使用済み植物油（ラード、鉱物油を除く）	指定バケツ		
不燃ごみ	金属類	缶詰缶、菓子缶、ミルク缶、スプレー缶、カセットボンベ、傘、なべ、やかん、かま、フライパンなど	指定袋	月1回 ～2回
	ガラス製容器・陶器類	化粧びん、陶磁器類、ガラス・コップ、油類のびん（ドレッシング・ラー油など）割れた飲料水のびんなど		
有害ごみ	蛍光管類	蛍光管（直管・丸管）、電球、豆球、グロー球	小袋等 （指定袋内で分ける）	
	その他	体温計、温度計、有害物の含まれるもの		
	乾電池全般	マンガン乾電池（円筒形）、ニカド電池（コイン形）、アルカリ電池（ボタン型）、ニッケル水素電池（角型）など		
粗大ごみ		電化製品（家電4品目を除く）、ガス器具、家具類、楽器、暖房器具、作業機械、自転車類、遊具	-	直接搬入

本市では、ごみを可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの5種に大別し、さらに資源ごみを缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、ダンボール、新聞紙、雑誌類、生ごみ・廃食用油の10種に細かく分別することを願っています。

これらのごみの分別については、第1章で示した国の循環型社会形成推進基本計画および長崎県廃棄物処理計画などに記載されているように、4R※の推進によるごみ量の削減や資源化が求められています。また、本市では、生ごみに関しても、可燃ごみの処理により排出される二酸化炭素量の削減のため、生ごみの資源化の推進を行っています。

これに応じて、上記のように、ごみ処理を効率的に行うためのごみの分別を市民に願っているところです。しかし、本市では、分別区分や方法はほぼ定着しているものの、可燃ごみ、不燃ごみの中には資源ごみが多く含まれるケースが見受けられます。

資源ごみの区分については分類項目が多く、分別の手間が市民・事業者にとって負担となりますが、限りある資源の消費を抑制し、再利用していくことは、市民、事業者の責務と考えています。

そのため、市民、事業者には可能な限り分別区分、排出方法を守ってもらい、本市の資源化事業に参加してもらうことが、重要な課題となっています。

そして、本市は効果的な収集体制を整備し、適格に資源化を推進していくことで、市民の取り組みをサポートし、ごみの削減に努めていきます。

※4Rとは（次の第2節参照）

Reduce（リデュース）ごみを少なくする；**Refuse**（リフューズ）ごみになるものを断る；**Reuse**（リユース）再使用する；**Recycle**（リサイクル）再生利用する、という4つの単語の頭文字を取った用語です。これらの活動により、循環型社会の構築を推進しようとするものです。

2. ごみ処理フロー

次ページに本市のごみ処理フローを示します。

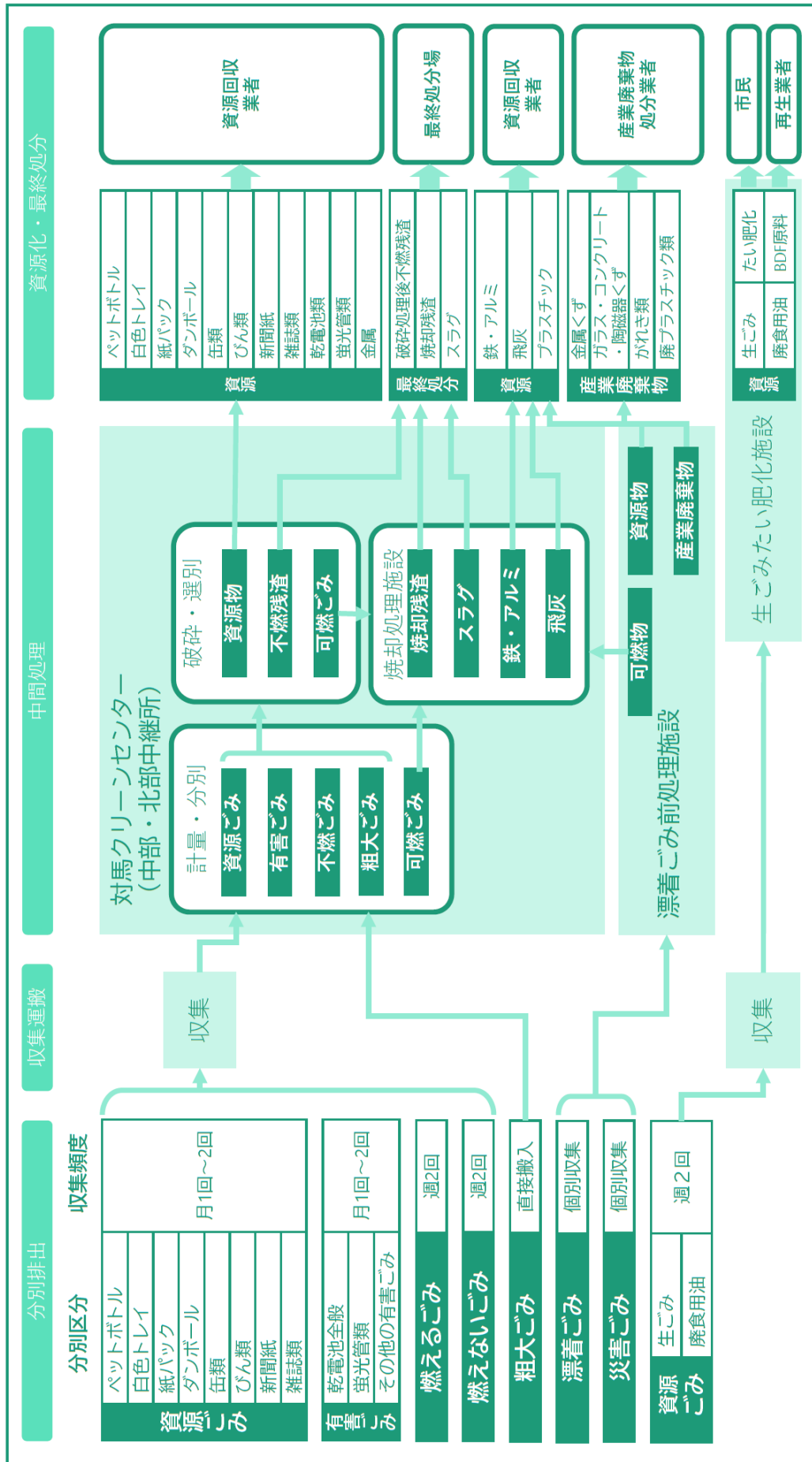


図 3-1 対馬市のごみ処理フロー

3. ごみ処理に関する運営体制

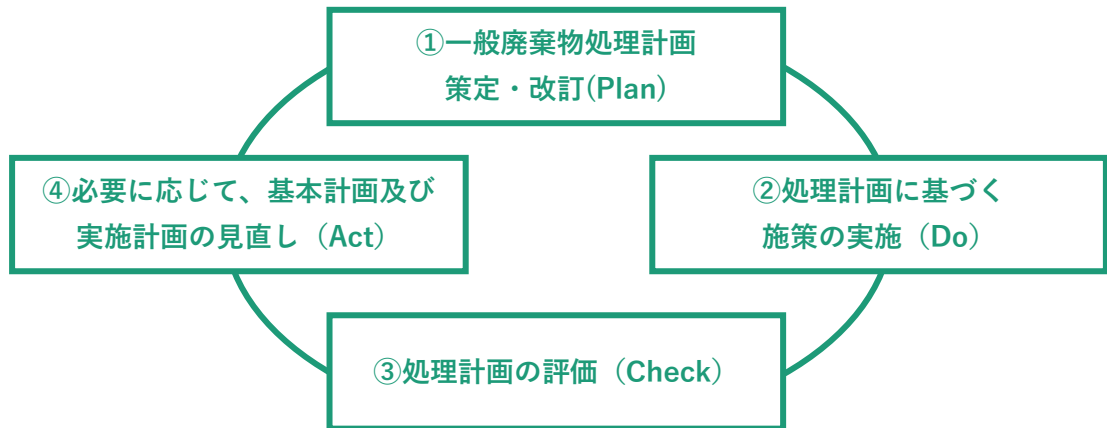


図 3-2 対馬市一般廃棄物処理基本計画におけるP D C Aサイクル

① 計画 (Plan)

本計画をはじめ、対馬市におけるごみ処理関連計画は、対馬市市民生活部環境政策課が推進し、適宜委員会を開催して計画・策定します。

② 実施・管理 (Do)

本市におけるごみ処理は、ごみ処理関連計画などに沿って実施され、対馬市市民生活部環境政策課が管理します。

③ 評価 (Check)

ごみ処理の実施結果は、対馬市市民生活部環境政策課内および委員会において評価・見直しし、改善に役立てます。


④ 改善 (Action)

ごみ処理において課題・問題が発生した場合は、対馬市市民生活部環境政策課が速やかに解決策を検討して対応します。また、ごみ処理施設運営委託事業者、収集運搬事業者、処分事業者、資源リサイクル事業者、そのほかの委託事業者などとの契約時には、必要に応じて改善内容を業務委託仕様書に盛り込むほか、適宜関係者と協議の上、改善を図ることとしています。

また、これら施策の実施結果を評価し、毎年度「対馬市一般廃棄物処理実施計画」の見直しを図り、下図のP D C Aサイクルを通じて、より良い施策に繋げるよう、努めます。

4. 普及啓発・発生抑制

本市は毎年ごみの分別方法やごみの減量化・資源化など、ごみ処理に関する情報を対馬市のホームページ上に掲載して周知しているほか、対馬市広報およびCATVにて情報を提供しています。また、毎年3月頃には、ごみの分け方・出し方を記載した「ごみ収集カレンダー」を対馬市の全世帯に配布しています。



令和2年度 対馬市厳原町管内 ごみ収集カレンダー

地区	曲小浦・南室・阿須原	椋原	宮谷	日吉	天道茂	中村	今敷	田淵	大手橋	国分	久田道・久田道西里	久田・白子・堀田	尾浦・安神	豆酸七・八地区	内院・浅瀬・久和	久根田舎・久根浜	豆酸九地区	豆酸中地区	内山・桃木	小茂田浜・阿連	椎根・椎根浜・小茂田	榎根・下原・床谷掛	上山・日掛
可燃物の日	火・金	水・土	月・木	火・金	月・木	火・金	月・木	水・土	水・土	月・木	火・金	火・金	火・金	月・木	火・金	火・金	水・土	水・土	火・金	火・金	火・金	火・金	月・木
資源物の日	第1・3(水)	第1・3(火)	第1・3(土)	第1・3(月)	第1・3(金)	第1・3(木)	第2・4(水)	第2・4(金)	第2・4(火)	第2・4(水)	第1・3(水)	第2・4(木)	第2・4(月)	第1・3(木)	第1・3(金)	第1・3(土)	第1・3(金)	第1・3(土)	第1・3(金)	第1・3(木)	第1・3(木)	第1・3(水)	第1・3(水)
不燃物の日	第2(水)	第2(火)	第2(土)	第2(月)	第2(金)	第2(木)	第3(水)	第3(金)	第3(火)	第3(水)	第2(水)	第3(木)	第4(月)	第2(木)	第2(金)	第2(土)	第2(土)	第2(金)	第2(金)	第2(木)	第2(木)	第2(水)	第2(水)

※第1月曜日とは月の1回目の月曜日。

ごみの分け方・出し方


ごみの回収は原則8時から行います。

緑色の指定袋

資源ごみで出すもの(8品目に分別)


缶類(アルミ缶・スチール缶)

飲料用の空き缶だけに限り、必ず洗って乾かしてください。




ペットボトル

ラベル・キャップは必ずはずすこと。




びん類

飲料用の500mlまでの空きびんです。※一升びん・茶瓶等は不燃物としてください。



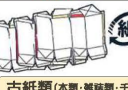
白色トレイ類

裏面をきれいに洗い直し、干して乾かすこと。



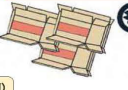
紙パック類

よく洗って水切りし、切り割って乾かすこと。




段ボール類

発泡スチロール・止金具・粘着テープ・送り状は取り除くこと。



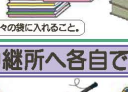
古紙類(新聞紙)

新聞紙と雑誌類は別々の袋に入れること。



古紙類(本紙・雑誌類・チラシ類)

それぞれ別々の袋に入れて下さい。



赤色の指定袋

可燃ごみで出すもの

- ペットボトルラベル・キャップなど
- 衣類(コートなどの大型衣類を除く)
- 皮革類
- 漁用池(布などにしみ込ませて)
- 紙おむつ(汚染物を取り除く)
- ビニール類・プラスチック類(黒色の大型トレイは不燃物)
- カセットテープ類・CD類
- 生ごみ
- 貝がら

よく水切りをして下さい。

不燃ごみで出すもの

- 金物類
- ガスを出し切ったスプレー缶・ガス缶・ライター
- やかん・なべ・フライパンなど
- 傘
- 布類(布・菓子缶・粉ミルク缶)
- 靴類
- 化粧びん・油びん・びんすりガラスびん
- 割れ物類
- ガラス・コップ・表紙類
- 陶磁器類
- 破れたもの・取れないものは破などに捨てること

※スプレー缶・ガス缶・ライターは必ずガスを出し切ってください。

有害ごみで出すもの

- 蛍光灯・電球・豆球など
- 電池
- 体温計・温度計など

クリーンセンター・中継所へ各自で持ち込んでください

粗大ごみ: ガス器具類、家具類、30cm以上のぬいぐるみ、油具類、楽器類、布・コートなどの大きな衣類、電化製品、暖房器具類

※電池は必ず抜いてください。その他、量・ふすま、健康器具、自転車、一輪車など

クリーンセンターでは処理出来ないごみ

農具(鋤・ロープ等)、バイクタイヤ、バッテリー、ガスボンベ(ガス缶)、建設廃材、油・漆、農薬、殺虫剤、農機具、船内外機、自動車部品(車内品・ワイパー・ホイールキャップを除く)、消火器など

家電4品目: テレビ・冷蔵庫・洗濯機(乾燥機含む)・エアコン

電気店、又は専門業者へご相談ください。(有料)

【処理場への持ち込み】

ごみの搬入時間は、原則として午前9時から午後5時です。休日については以下のとおりです。

	休日等の持ち込み	
	土曜日・祝祭日、及び日曜日	年末年始
対馬クリーンセンター(安神) 対馬市厳原町安神141番地 電話: 0920-52-3001	午前9時から午後4時まで 搬入可 但し、第1・第3日曜日は休み	12月30日 ~ 1月3日 まで休み
対馬クリーンセンター(中部中継所) ※可燃ごみの持ち込みはできません。 対馬市峰町424番地 電話: 0920-82-0867	毎月第3日曜日のみ 午前9時から午後4時まで 搬入可	
対馬クリーンセンター(北部中継所) 対馬市上原町佐須奈21673番地 電話: 0920-84-2761		

※処理場へごみを持ち込むときは、市指定のごみ袋は必要ありません。

お問い合わせ先 対馬市 環境政策課 電話53-6111 IP電話353-6111

図 3-3 ごみ収集カレンダー (令和2年度 対馬市厳原管内の例)

5. ごみ排出

下図は、平成22年度から令和17年度までの5年ごとのごみ排出量の実績値、および、令和2年度から令和17年度までの5年ごとの人口推移予測に基づくごみ排出量の推計値を示しています。これによると、将来的には人口の推移に伴って、ごみの総排出量は減少すると推計されますが、1日1人あたりのごみの排出量は令和2年度までは増加傾向にあります。

そのため、市民・事業者・市が連携し、4Rの取り組みを推進することで、ごみの減量化を図る必要があります。

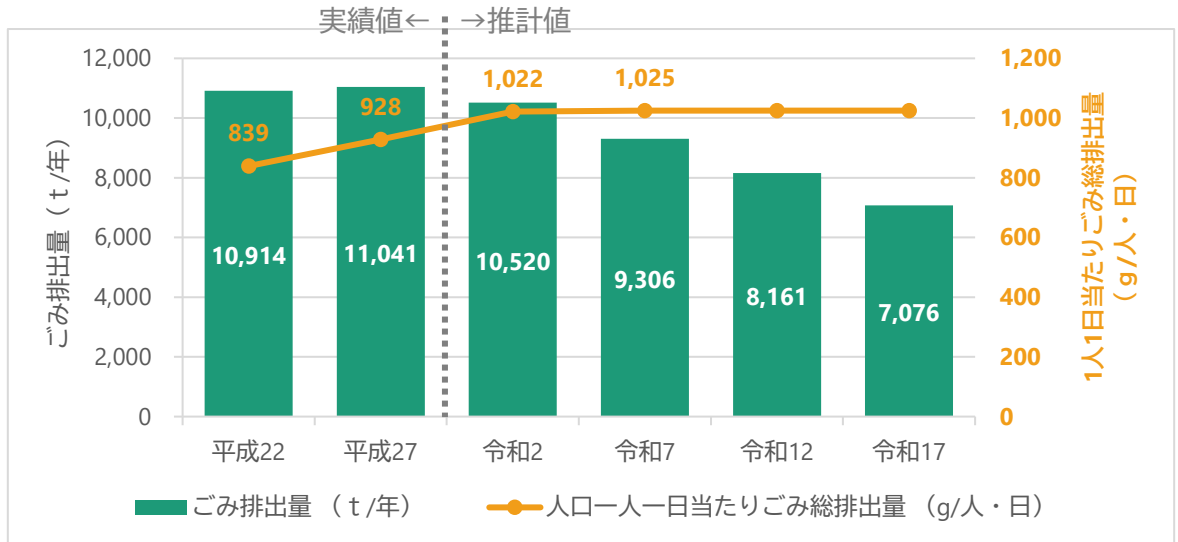


図 3-4 ごみ排出量、排出量原単位の5年ごとの推移（実績と推計値）

表 3-2 可燃ごみのごみ質測定結果

対象物	測定項目	単位	測定結果					施設計画値 (メーカー保証値)	
			R1. 7/8	R1. 10/8	R1. 12/10	R2. 1/28	平均		
ごみ質	種類組成 (乾燥ごみ中)	紙・布類	%	36.7	28.4	45.1	42.5	38.2	-
		ビニール類・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	43.1	18.9	11.8	16.3	22.5	-
		木・竹・わら類	%	12.3	22.5	18.7	16.0	17.4	-
		ちゅう芥類	%	6.6	23.1	15.6	24.5	17.5	-
		不燃物類	%	0.0	2.9	0.0	0.0	0.7	-
		その他 (5mmふるい通過のもの)	%	1.3	4.2	8.8	0.7	3.8	-
	単位容積重量	kg/m ³	116	142	229	178	166	250~350	
	理化学的性状	水分	%	43.0	44.8	47.6	44.0	44.9	39.5~69.7
		総灰分	%	2.2	6.2	5.7	4.0	4.5	4.6~7.5
		総可燃分	%	54.8	49.0	46.7	52.0	50.6	27.5~53.0
低位発熱量		kJ/kg	9,250	8,120	7,580	8,710	8,415	4,186~10,465	

備考：測定結果の数値は、別紙に示すごみ質分析結果書の数値を転記したものである。

表 3-3 ごみ排出量の実績と人口推移予測に基づく推計結果（一覧表）

項目	西暦	実績値										推計値				
		2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035	
排出量	和暦	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		22	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	12	17	
	(t/年)	3,666	1,562	1,542	1,649	1,695	2,006	1,851	1,809	1,766	1,723	1,680	1,638	1,436	1,245	
	家庭系ごみ（直接搬入量）	6,134	5,646	5,497	5,505	5,305	6,023	5,558	5,430	5,302	5,173	5,045	4,917	4,312	3,739	
	432	3,542	3,508	3,747	3,859	2,759	2,546	2,488	2,429	2,370	2,311	2,253	1,975	1,713		
	682	291	313	331	336	611	564	551	538	525	512	499	438	379		
	10,914	11,041	10,860	11,232	11,195	11,399	10,520	10,277	10,035	9,792	9,549	9,306	8,161	7,076		
	8,637	8,641	8,649	8,662	8,509	8,625	7,960	7,776	7,592	7,409	7,225	7,041	6,175	5,354		
	650	813	635	723	690	941	869	849	828	808	788	768	674	584		
	261	223	205	223	277	289	267	261	255	249	242	236	207	180		
	587	540	519	573	633	695	641	627	612	597	582	567	497	431		
	393	291	256	248	230	218	201	196	192	187	182	178	156	135		
	175	148	133	139	143	151	139	136	133	129	126	123	108	93		
	26	59	50	31	18	7	6	6	6	6	6	5	5	4		
	27	28	25	21	16	10	9	9	9	9	8	8	7	6		
	9	8	8	10	12	9	9	9	8	8	8	8	7	6		
	0	0	0	1	3	4	3	3	3	3	3	3	3	2		
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	140	101	95	76	76	81	75	73	72	70	68	66	58	50		
	3	3	4	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2		
	2	4	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		
	0	172	196	252	333	358	330	323	315	308	300	292	256	222		
	0.00	5.10	4.20	5.10	4.60	5.70	5.26	5.1	5.0	4.9	4.8	4.7	4.1	3.5		
	10,912	11,037	10,782	10,970	10,949	11,399	10,520	10,277	10,035	9,792	9,549	9,306	8,161	7,076		
	内訳の合計															

※平成22年度から令和17年度までの単年度の数値、および、数値の参照元、計算方法、推計方法等は資料編を参照ください

6. 収集運搬

① 収集運搬体制

本市において、一般廃棄物の収集運搬を業として行う事業者は、所定の様式により、市長の許可を受けなければならないとされています。

許可を有する一般廃棄物収集運搬業者のうち、市のごみ回収業務を行う事業者は、可燃ごみおよび不燃ごみをパッカー車にて回収します。また、圧縮すると資源化できない品目を含む資源ごみは、平ボディー車により回収します。

② 本市のごみ回収における収集運搬区域

本市のごみ収集運搬区域について、下図表に示します。収集運搬区域については適宜見直しを行い、適切な区域および収集ルートとなるよう、改善を図っています。

表 3-4 本市のごみ収集運搬区域

町名	収集運搬区域	区域の数
上対馬町	上対馬第1地区～第3地区	3
上県町	上県第1地区～第2地区	2
峰町	峰地区	1
豊玉町	豊玉地区	1
美津島町	美津島第1地区～第2地区	2
巖原町	巖原第1地区～第5地区	5

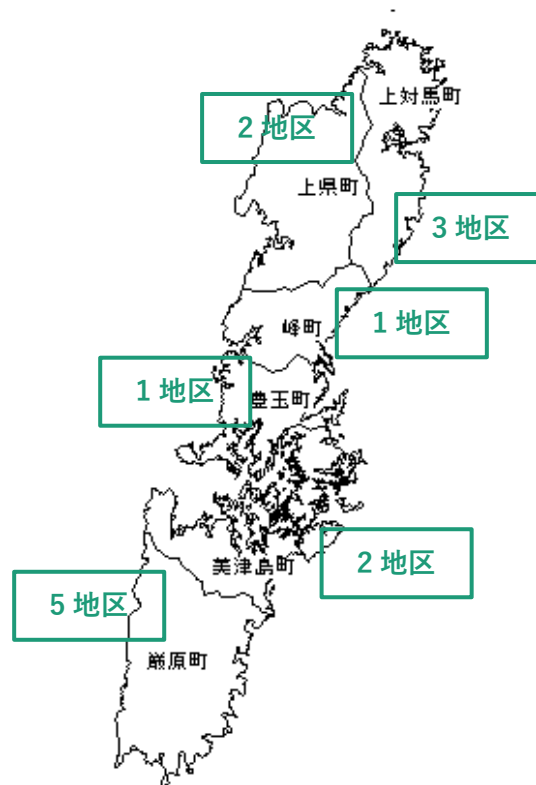


図 3-5 市のごみ回収における町ごとの収集運搬区域の数

7. 中間処理

① 処理・処分方法

対馬市の中間処理施設で処理するごみの処理・処分方法を下記に示します。

表 3-5 本市におけるごみの処理・処分方法

分別区分		内 容	備考
可燃ごみ		ごみ焼却施設で焼却処理しています。	
生ごみ		生ごみなど堆肥化施設で堆肥化しています。	
廃食用油		資源回収業者により、バイオディーゼル燃料として再生しています。	
資源ごみ	缶類	アルミ缶	「リサイクルプラザ」は対馬クリーンセンターに併設されています。 一部の地域では、北部中継所、中部中継所で、生ごみを除く資源ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを回収しています。
		スチール缶	
	びん類	無色・茶色・その他のびん	
		飲料用のもの	
	ペットボトル	酒類・醤油などのもの	
		白色トレイ	
	紙パック	リサイクルプラザのストックヤードで保管後、資源化しています。	
	ダンボール		
新聞紙			
雑誌類			
不燃ごみ	金属類	リサイクルプラザで破砕・圧縮・選別処理しています。処理後に回収される鉄、アルミなどの金属類は資源化しています。可燃物は焼却処理し、不燃残渣は埋立処分しています。	
	ガラス製容器・陶器類		
粗大ごみ			
有害ごみ	蛍光管類	リサイクルプラザのストックヤードで保管後、委託処分しています。	
	その他		
	乾電池全般		
焼却残渣、不燃残渣	スラグ	焼却処理後発生するスラグは埋立処分しています。	
	金属	焼却処理後に発生する金属、飛灰は資源化しています。また、焼却処理後に発生する残渣、リサイクルプラザで処理後に発生する不燃残渣は、埋立処分しています。	
	残渣、飛灰		

② ごみ焼却施設

ごみの中間処理に関して、対馬クリーンセンターごみ焼却施設は、「ガス化溶融方式」を採用しています。本方式は、可燃ごみを可燃性ガスとチャー※に分解し、溶融処理する際の燃料として活用する次世代型の新技術です。

しかし、この「ガス化溶融方式」の炉は性能的に不安定であり、処理能力を十分に発揮できないことが多く、改善に努めているところです。

本市は、緊急時などに近隣の市町村に支援を求めにくい地理的条件にあるため、ごみ処理施設の適切な維持管理・運営により、安定したごみ処理を継続することが重要です。

※チャーとは

ガス化炉に投入された廃棄物は、高温で熱分解されることにより、①COなどの可燃性ガス（熱分解ガス）、②粉碎された炭状のチャー、③不燃物（鉄、アルミ、がれき）に分離されます。

熱分解ガスおよび、チャーは溶融炉に送られ、溶融炉内において高温完全燃焼し、チャー中の灰の成分は溶かされスラグとなります。不燃物は、ガス化炉の下部から付着物が砂の摩擦により剥かれた未酸化の状態で回収されリサイクルされます。

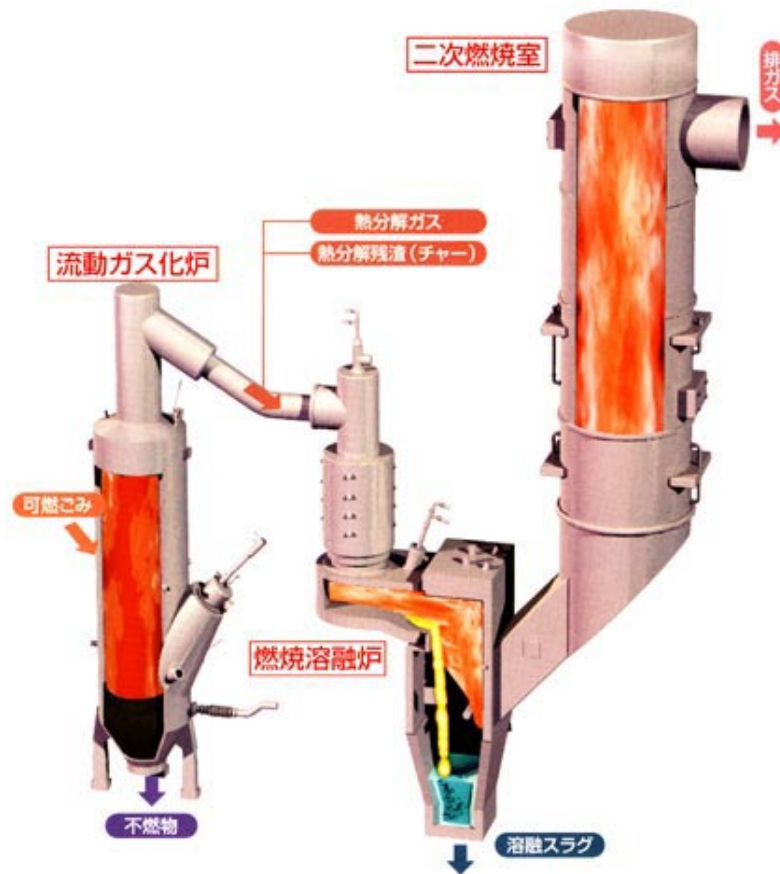


図 3-6 ガス化溶融炉のしくみ

③ 中間処理施設

本市が所管する一般ごみの中間処理施設は、以下のとおりです。

表 3-6 本市が所管する一般ごみ中間処理施設

施設名	設置場所	稼働開始	施設規模	処理方式、 処理対象ごみ等
対馬クリーンセンター ごみ処理施設	厳原町安神 141番地	H15.3	60t/24h (30t/24h ×2基)	ガス化熔融方式 可燃ごみ
対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	〃	〃	21t/5h	併用方式 不燃、粗大、PET、缶、びん ストックヤードで古紙、古布、紙パック、ダンボール、 白色トレイ、有害ごみの保管
対馬クリーンセンター 北部中継所	上県町佐須奈 乙1673番地	H17.3	25t/5h	可燃、不燃、粗大、PET、トレイ、紙パック、その他プラ、 その他紙、缶、びん
対馬クリーンセンター 中部中継所	峰町櫛424 番地	H17.3	7t/5h	可燃以外、北部と同様
漂着ごみ前処理施設	峰町櫛424 番地			漂着ごみ
生ごみ等堆肥化施設	美津島町根緒 471番地	H26.4	5t/24h (2基)	生ごみ肥化

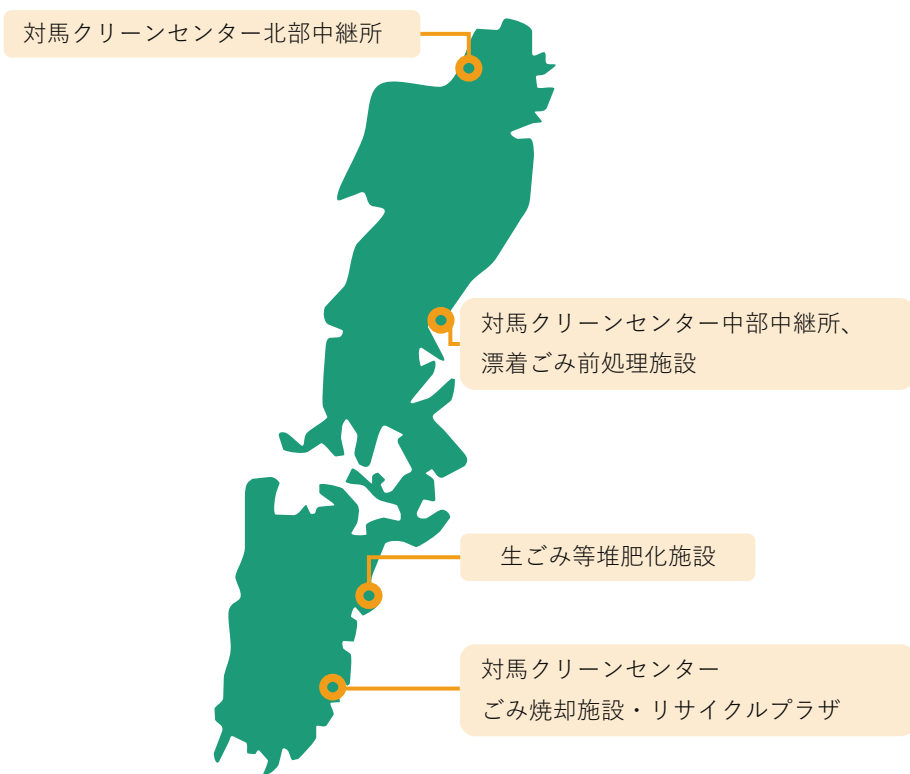


図 3-7 本市が所管する一般ごみ中間処理施設の位置

④ 中間処理量

下図は、平成22年度から令和17年度までの5年ごとの焼却処理量の実績値、および、令和2年度から令和17年度までの5年ごとの人口推移予測に基づく焼却処理量の推計値を示しています。

これより、将来的には、人口減少およびごみ排出量の減少に伴って、焼却処理量は減少すると推計されます。

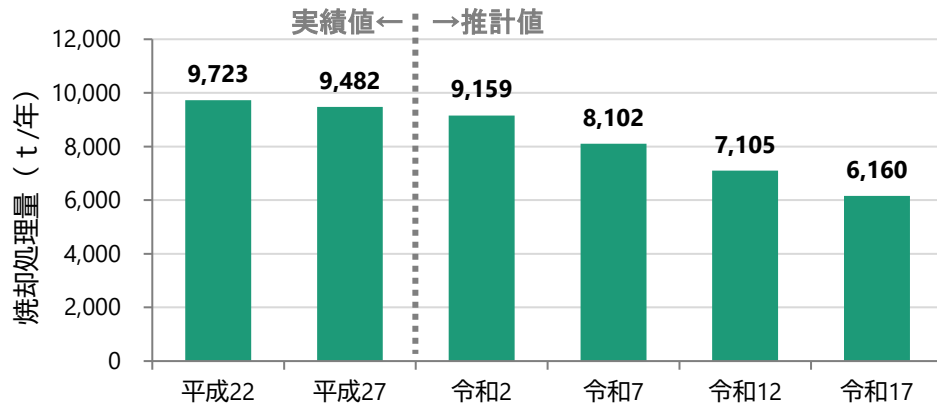


図 3-8 焼却処理量の5年ごとの推移 (実績と推計値)

表 3-7 中間処理数量の実績と人口推移予測に基づく推計結果 (一覧表)

項目			実績値						
			西暦	2010	2015	2016	2017	2018	2019
			和暦	平成 22	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
中間処理	焼却処理量	(t/年)		9,723	9,482	9,419	8,765	8,549	9,924
	破碎処理量	(t/年)		849	763	724	796	910	984
	中間処理数量合計	(t/年)		10,572	10,245	10,143	9,561	9,459	10,908

項目			推計値								
			西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
			和暦	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 12	令和 17
中間処理	焼却処理量	(t/年)		9,159	8,947	8,736	8,525	8,313	8,102	7,105	6,160
	破碎処理量	(t/年)		908	887	866	845	824	804	705	611
	中間処理数量合計	(t/年)		10,067	9,835	9,602	9,370	9,138	8,905	7,810	6,771

※平成22年度から令和17年度までの単年度の数値、および、数値の参照元、計算方法、推計方法等は資料編を参照ください。

⑤ 資源化

本市においては、生ごみ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、びん類、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、ダンボール、新聞紙、雑誌類、小型家電、焼却処理後金属、焼却処理後飛灰について資源化を行っています。

将来的には、人口減少に伴って資源化数量は減少すると考えられますが、今後はリサイクルプラザでの処理を中心に、島内外の民間事業者を活用したリサイクル体制の維持・拡充を図り、資源化率を向上させることが重要です。

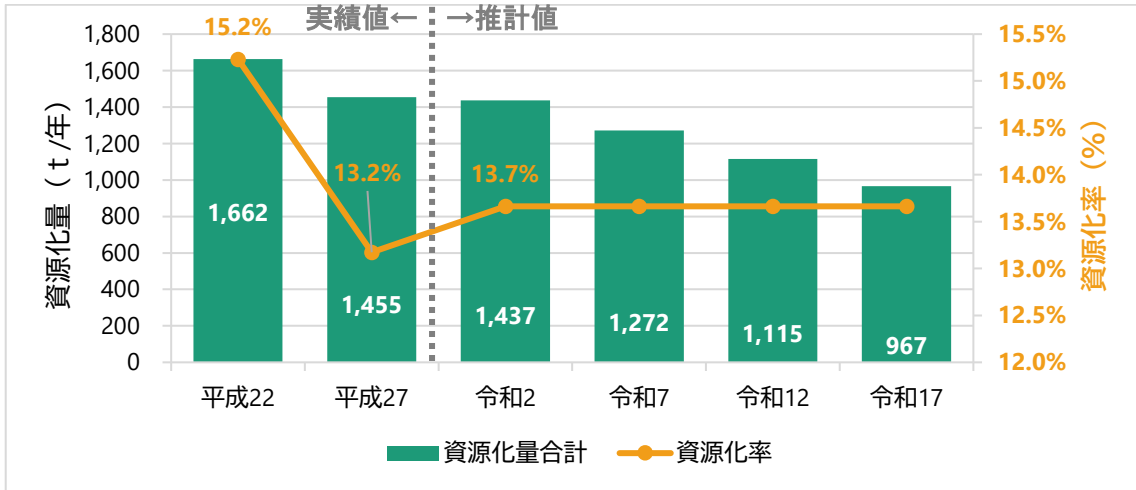


図 3-9 資源化量、資源化率の5年ごとの推移 (実績、推計値)

表 3-8 資源化数量の実績と人口推移予測に基づく推計結果 (一覧表)

	西暦	実績値						推計値								
		2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035	
	和暦	平成22	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和12	令和17	
資源ごみ (選別後)	(t/年)	943	588	519	481	467	436	402	393	384	375	365	356	312	271	
破碎処理後資源 (鉄・アルミ)	(t/年)	257	252	221	201	236	268	247	241	236	230	224	219	192	166	
焼却処理後資源 (鉄・アルミ)	(t/年)	25	59	74	76	88	97	90	88	86	84	81	79	70	60	
焼却処理後資源 (飛灰)	(t/年)	437	379	395	365	371	393	362	354	346	337	329	321	281	244	
生ごみ堆肥化量	(t/年)	0	172	196	252	333	358	330	323	315	308	300	292	256	222	
廃食用油資源化量	(t/年)	0.0	5.1	4.2	5.1	4.6	5.7	5.3	5.1	5.0	4.9	4.8	4.7	4.1	3.5	
資源化量合計	(t/年)	1,662	1,455	1,410	1,379	1,499	1,557	1,437	1,404	1,371	1,338	1,305	1,272	1,115	967	
資源化率	(%)	15.2%	13.2%	13.0%	12.3%	13.4%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	

※平成22年度から令和17年度までの単年度の数値、および、数値の参照元、計算方法、推計方法等は資料編を参照ください。

8. 最終処分

① 最終処分の概要

本市では、厳原町安神に安定型最終処分場を有しており、対馬クリーンセンターにおいて焼却処理後に発生する残渣、および、リサイクルプラザで処理後に発生する不燃残渣は、最終処分場にて埋立処分しています。

本市の最終処分場は対馬クリーンセンター最終処分場のみであるため、今後も最終処分量の削減に努めるとともに、災害ごみ発生時などの対策を早急に検討することが必要です。

② 最終処分施設

本市が所管する最終処分施設は下記のとおりです。

表 3-9 本市が所管する一般廃棄物最終処分施設

施設名	設置場所	稼働開始	施設規模	処理方式、 処理対象ごみ等
対馬クリーンセンター 最終処分場	厳原町安神 141番地	H15.3	39,000 m ³	管理型 指定安定品目

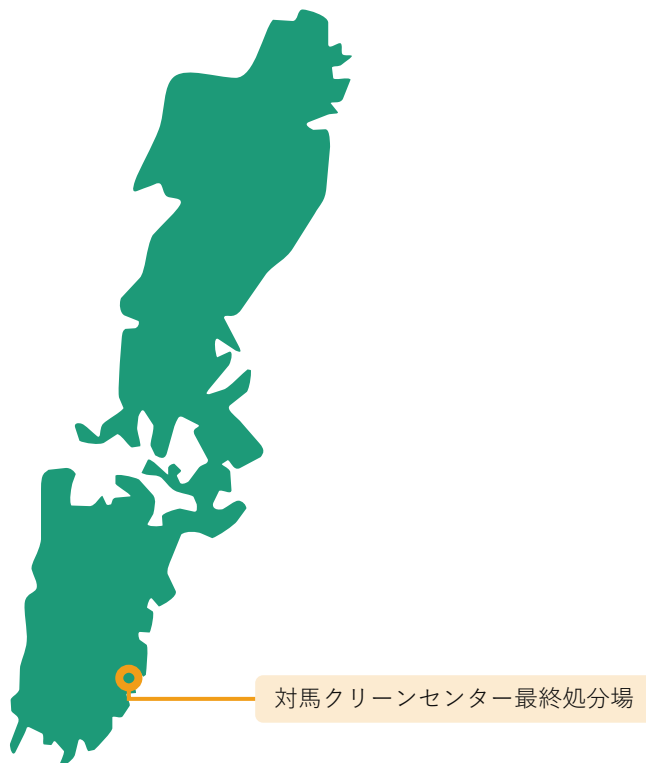


図 3-10 最終処分施設の位置

① 最終処分量

最終処分量は減少傾向にあり、直近5年間の実績では約1,200t前後で推移しており、今後は人口減少に伴って約700tまで減少する見込みとなっています。

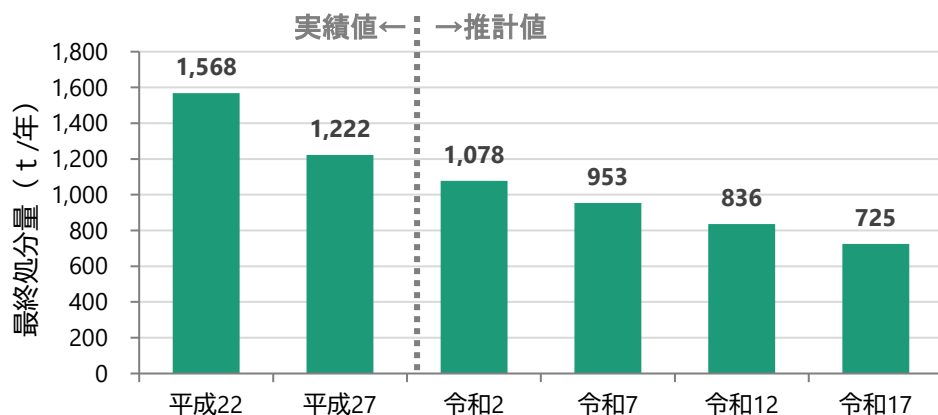


図 3-11 最終処分量の5年ごとの推移 (実績と推計値)

表 3-10 最終処分数量の実績と人口推移予測に基づく推計結果 (一覧表)

項目	西暦	実績値					
		2010	2015	2016	2017	2018	2019
		平成 22	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
最終処分	スラグ、焼却残渣 (t/年)	525	535	550	562	587	611
	破砕処理後不燃残渣 (t/年)	487	504	454	458	514	556
	最終処分場搬入量 (上記以外) (t/年)	556	184	45	14	15	0
	最終処分場搬入量合計 (t/年)	1,568	1,222	1,050	1,034	1,116	1,168

項目	西暦	推計値							
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 12	令和 17
最終処分	スラグ、焼却残渣 (t/年)	564	551	538	525	512	499	438	380
	破砕処理後不燃残渣 (t/年)	514	502	490	478	466	454	398	345
	最終処分場搬入量 (上記以外) (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分場搬入量合計 (t/年)	1,078	1,053	1,028	1,003	978	953	836	725

※平成22年度から令和17年度までの単年度の数値、および、数値の参照元、計算方法、推計方法等は資料編を参照ください。

9. ごみ処理に関する評価

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成30年度実績版）によると、ごみ処理における主な指標ごとの対馬市のごみ処理に関する実績は、下記のとおりとなります。

本市の評価結果として、事業系ごみが同類型のほかの都市と比較して多く、これに伴って市民1人1日当たりのごみの排出量も多くなっています。また、市民1人当たりの年間処理量が多くなっていることも課題です。

表 3-11 一般廃棄物処理の指標に関する類型都市との比較

類型都市の概要	都市形態	都市	同類型都市の数	192
	人口区分	I	50,000人未満	
	産業構造	1	II次・III次人口比95%未満、 III次人口比55%以上	
標準的な指標	算出方法		対馬市 (実績)	同類型 都市平均
1人1日当たり 家庭系ごみ量 (g)	(家庭系ごみ収集量+家庭系直接搬入量) ÷総人口÷年間日数		617	654
1人1日当たり 事業系ごみ量 (g)	(事業系ごみ収集量+事業系直接搬入量) ÷総人口÷年間日数		370	274
1人1日当たり ごみ総排出量 (g)	ごみ総排出量÷総人口÷年間日数		987	950
資源化率 (%)	(直接資源化量+中間処理資源化量) ÷ごみ総排出量×100		13.4	17.9
最終処分率 (%)	最終処分量÷ごみ総排出量×100		10.0	11.0
1人あたりの 年間処理経費 (円)	廃棄物処理事業経費÷総人口		38,191	14,685

※同類型都市と比較可能な数値を採用したため、他頁および各市が発表する数値と異なる場合があります。

※黄色セルは、同類型都市平均に達していない数値のセルを示します。

下記のグラフは表 3-11 に示した一般廃棄物処理の指標に関する本市と同類型都市平均の平成 30 年度の実績を比較したグラフです。本市の 1 人当たりの年間処理経費が同類型都市平均に対して大きな差があることが判ります。

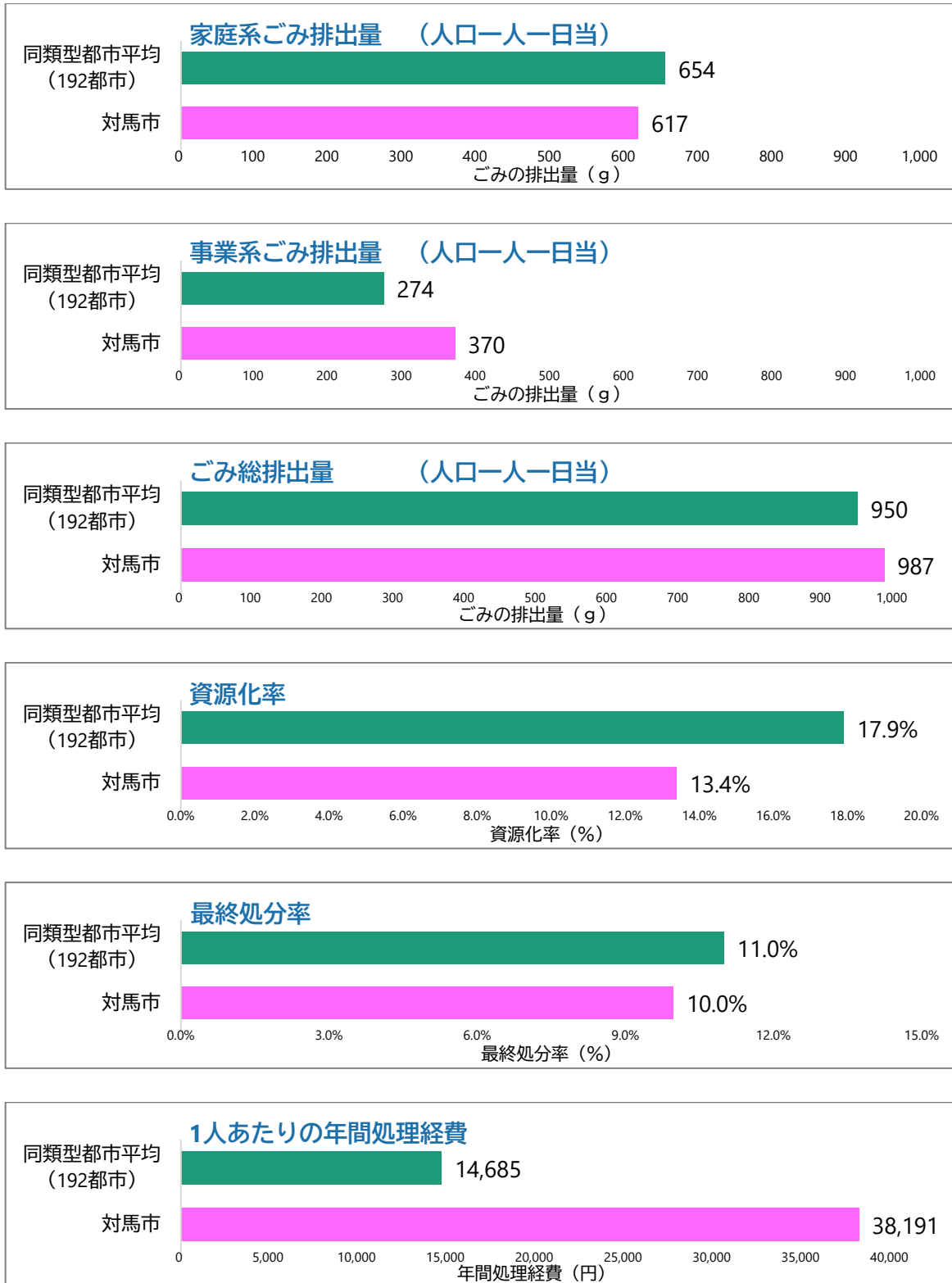


図 3-12 一般廃棄物処理の指標に関する本市と同類型都市平均の比較のグラフ

本市の「ごみ処理の現状」に関する課題

- ・ごみの排出時に、ごみの排出方法および分別の更なる徹底が求められます。このため、より効果的な普及啓発の方法について更に検討のうえ、対策を実施する必要があります。
- ・資源化率向上のため、資源回収品目の追加検討と、処分方法の見直しが必要です。
- ・ごみ処理の現状を正確に把握するため、新たな処理方法、および、これに基づいたごみの区分について再検討し、計量のタイミング、数量の記録方法など、改善を図る必要があります。
- ・廃棄物処理に係る年間処理経費が高くなっている原因を分析し、対策の検討が必要です。

第2節 目標の設定と基本方針

1. 基本目標

基本目標：市民・事業者・市の協働による『持続可能な循環型社会』の形成推進

本市は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、市民・事業者・市が協働して、4Rの取り組みやSDGsの取り組みを取り入れ、環境にやさしい『持続可能な循環型社会』の形成を推進します。

■ 『循環型社会』と4R

生産者によって生産された「もの」ができるかぎり「ごみ」とならないように工夫し、資源ごみなど、「もの」が「資源」となる場合は、適正なリサイクルの流れによるリサイクルが促進され、リサイクルが難しい「ごみ」については、環境への負荷が少ない方法で適正に処分されることで、限りある天然資源を大切にするという考え方に基づく社会です。

この循環型社会を構築する上で重要な取り組みとして、排出されるごみを削減するために、4Rの取り組みが推進されています。

■ 4Rの取り組み

1.Reduce（リデュース）少なくする：

ごみを減らす。ものを大事に使う。できるだけごみを出さない生活をする。

2.Refuse（リフューズ）断る：

ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない、断る。

3.Reuse（リユース）再使用する：

繰り返し使用する。修理して使う、人に譲る。リユースできるものを使う。

4.Recycle（リサイクル）再生利用する：

なるべくごみとして捨てない。リサイクル資源は分別する。リサイクル品を買って循環の輪をつなげる。

2. 基本方針

前項までに挙げた課題を解決し、より良いごみ対策の実践のため、以下に4つの基本方針を示します。

■方針1 正確な情報の把握と、変化に対応するためのしくみづくり

市民・事業者・行政が協働して環境にやさしい『循環型社会』を構築するためには、できるだけ正確な情報に基づいて課題を把握し、対策を検討・実施することが重要です。近年では、感染症拡大や観光客数の変動に伴うごみの質・量の変化や、リサイクル技術の進展など、廃棄物行政をとりまく環境は目まぐるしく変化しています。これらの変化に迅速に対応するため、普段からごみの種類、質、数量、処理方法、処理経費などについて適切な情報の把握と管理を行い、これに基づいて具体的で適格な対応策を検討し、変化にすばやく対応できるしくみづくりを行います。

■方針2 市民・事業者・市の協働による計画推進体制の構築

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の連携が重要となります。長期計画である本計画に基づいて、年度計画である「対馬市一般廃棄物処理実施計画」を策定し、別途設置する委員会にて年度計画である「対馬市一般廃棄物処理実施計画」を策定します。この委員会では、市民・事業者・行政・専門家が『これまでの振り返り⇒現状の把握・分析・評価⇒課題の抽出⇒対応策の検討⇒改善・実践』というPDCAプロセスを通じて協議し、各々の役割に基づいて、より良い循環型社会の構築のために協働できる体制を構築します。

■方針3 ごみの分別徹底・減量化・資源化の推進

環境にやさしい『循環型社会』を構築するためには、ごみが正しい分別区分・排出方法によって排出されることが重要となります。このために、ごみの排出者がごみを正しく分別して排出しやすい方法などについて検討するとともに、本市のごみ処理に関する情報をごみの排出者に広く周知し、ごみの減量化、資源化、適正処理の推進を図ります。

■方針4 費用対効果を考慮した効率的な収集運搬体制・処理体制

本市における廃棄物処理に関する取り組みを持続可能なかたちで改善・推進していくためには、ごみの収集運搬体制・処理体制の継続的な改善・整備が欠かせません。コストの削減を図りながら、委員会での論議を通じて、ごみ処理関係法令・関連計画などに沿って、収集運搬体制・処理体制がより良いものとなるよう、改善・整備を図ります。

3. 基本目標達成のための指標と数値目標

基本目標達成に向けた進捗状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

表 3-12 対馬市のごみ処理基本計画における基本目標達成のための指標と数値目標

指 標	算 出 方 法	【参考】 H31 (2019) 年度	【参考】 令和 17 (2035) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 17 (2035) 年度
		実績	予測※1	中間目標	中間目標	最終目標
1人1日当たり 家庭系ごみ量 (g)	(家庭系ごみ収集量+ 家庭系直接搬入量) ÷総人口÷年間日数	720	722	698	679	660
1人1日当たり 事業系ごみ量 (g)	(事業系ごみ収集量+ 事業系直接搬入量) ÷総人口÷年間日数	302	303	298	294	290
1人1日当たり ごみ総排出量 (g)	ごみ総排出量÷ 総人口÷年間日数	1,022	1,025	997	973	950
生ごみ堆肥化量 (t/年)	生ごみ回収数量	358	225	550	700	850
資源化率 (%)	(直接資源化量+中間 処理資源化量)÷ ごみ総排出量×100	13.7%	13.7%	17.2%	20.3%	24.3%

※1.人口の推移と同程度に推移した場合の予測数量です。

4. 基本目標達成のための役割

基本方針を定めるため、市民・事業者・市はそれぞれの立場においてそれぞれの役割を果たすことが重要となります。

① 市民の役割

対馬市では、2020年度に「SDGs 未来都市全体計画」を策定し、持続可能な対馬（循環型経済）を実現するために動き出しています。

その循環型経済を実現するためにも、市民一人ひとりがごみを排出する当事者であるという強い自覚と責任を持ち、ごみの発生抑制・減量化・資源化への取り組みの中心的役割を担っていくことが必要です。

そして、市民には、今できることから実践し、環境にやさしいライフスタイルへの転換が強く求められています。具体的には、本計画の基本目標に記載している4Rへの取り組みであるリサイクル活動、生ごみを含めた資源の分別回収の徹底、拠点回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクルに参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がける、などが挙げられます。

その積み重ねが、結果的に大幅なごみ量の削減につながっていきます。

② 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、製造・輸送行程などの工夫を行って廃棄物の発生抑制に取り組むことや、分別徹底により資源化を推進していくことが必要です。

また、再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備なども重要です。

商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要です。

このほか、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロ・エミッション型社会の実現を目指していくことも求められます。

③ 市の役割

本市は、自ら率先してグリーン購入※、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に努めます。

市民や事業者に対しては、マイバック運動などによるレジ袋の削減の啓発、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

また、ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れることが重要です。

ごみ処理に関わる市民、事業者および対馬市の役割の関係を次図に示します。

※グリーン購入とは

物を買うときに、まず必要かどうかを考えて、必要なときは環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことを「グリーン購入」といいます。

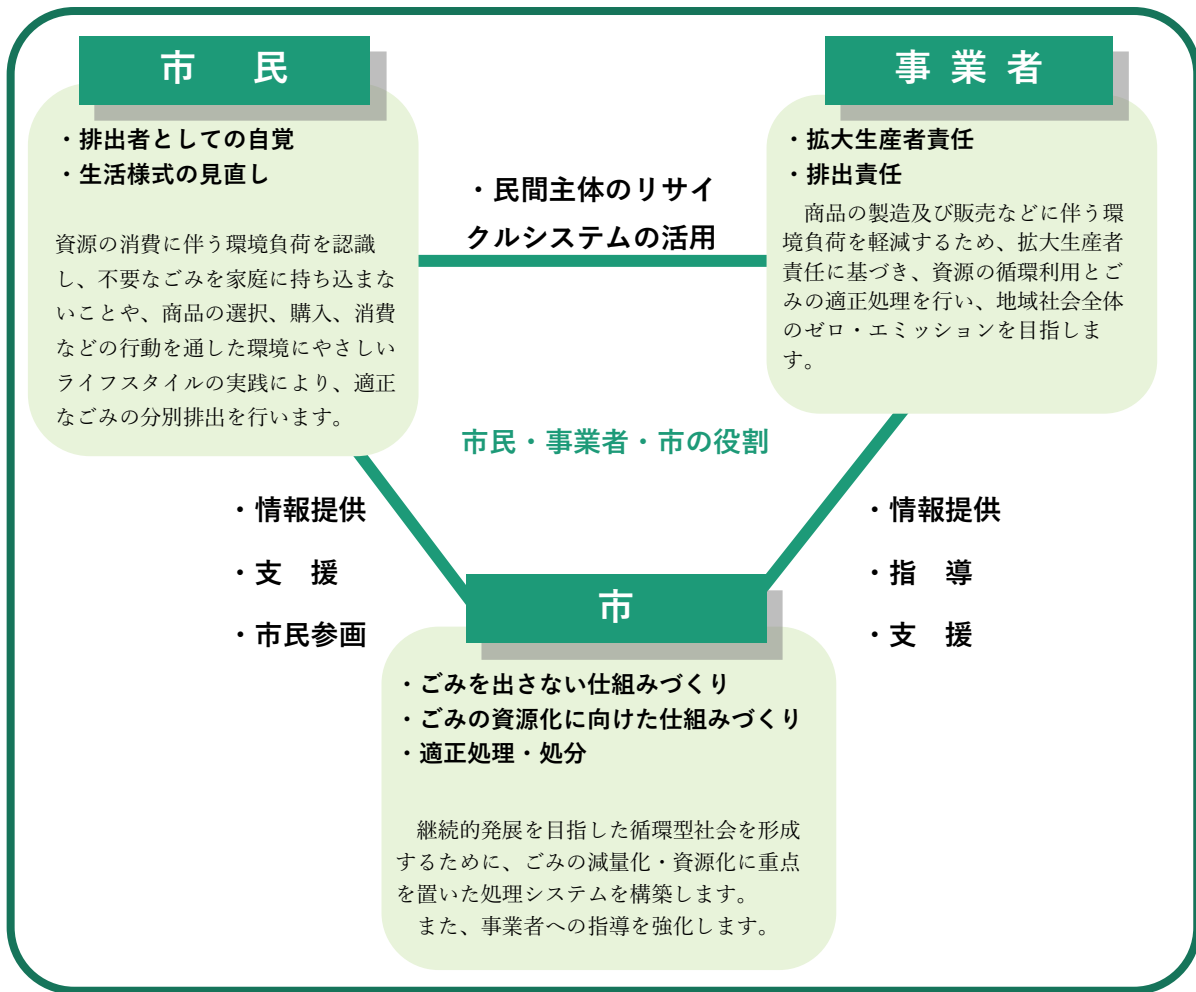


図 3-13 ごみ処理に関わる市民・事業者・対馬市の役割

第3節 目標達成のための取り組み

本節では、ごみ処理基本計画における基本目標達成のための具体的な対策、および、対策ごとの具体的な取り組み項目を示します。

表 3-13 ごみ処理基本計画における目標達成のための具体的な対策一覧

基本方針	内容	細目	具体的な対策
基本目標	市民・事業者・市の協働による『持続可能な循環型社会』の形成推進		
方針 1.	正確な情報の把握と、変化に対応するためのしくみづくり	1.計画の管理・推進体制の構築	① ごみ処理に関する情報把握と管理方法の改善
方針 2.	市民・事業者・市の協働による計画推進体制の構築		② 「対馬市一般廃棄物処理実施計画」の策定
			③ ごみ処理に関する委員会の設置と運営
方針 3.	ごみの分別徹底・減量化・資源化の推進	2.普及啓発・発生抑制	① 普及啓発実施体制
			② 普及啓発の方法・内容
			③ 普及啓発の効果検証
		3.ごみ排出	① ごみ区分および排出方法の検討・改善
			② 不法投棄・ポイ捨て対策
			③ 市民・事業者・行政の役割分担に基づいたごみ排出に関する取り組みの促進
方針 4.	費用対効果を考慮した効率的な収集運搬体制・処理体制	4.収集運搬	① ごみの収集運搬体制の拡充および効率化
		5.中間処理	① 新たな分別区分に基づいた計量・記録方法の整備
			② 生ごみ堆肥利用の促進
			③ 処理区分・処分方法の再検討
			④ リユースの促進
			⑤ 中間処理費用の低減
			⑥ 効率的で安心・安全な中間処理施設運営
			⑦ 計画的な施設整備
		6.最終処分・資源化	① 最終処分費用・資源化費用の低減
			② 効率的で安心安全な最終処分施設運営
③ 計画的な施設整備			

1. 計画の管理・推進体制の構築

【対応する方針：方針1、方針2】



① ごみ処理に関する情報把握と管理方法の改善

廃棄物行政をとりまく環境の変化に対応し、廃棄物処理を効率的に実施するための指標を得るため、経済性・効率性評価、CO₂排出量の把握、計量・推計方法の改善、基礎データの把握について項目・方法等の改善を検討し、計画の見直しおよび政策評価などに役立てます。また、分別状況および分別の課題、ごみ処理に関する現場の課題などについて丁寧に現状を把握し、対処方法を検討のうえ、毎年改善を実施します。また、生ごみ堆肥の利用、処理ルートの開拓、処理技術の導入など、ごみ処理における技術・学術的な課題の検討においては、本市が取り組む域学連携事業や委員会と連携し、研究者など専門家の知見を取り入れて課題解決を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・本市の一般廃棄物処理に関する経済性・効率性・環境影響評価の実施
- ・ごみの排出・収集運搬・中間処理・資源化・最終処分の各分野との協議継続実施による課題把握および対策の検討
- ・本市の一般廃棄物処理におけるCO₂排出量調査の実施

② 「対馬市一般廃棄物処理実施計画」の策定

本計画における課題解決のため、具体的対策を盛り込んだ「対馬市一般廃棄物処理実施計画」を策定します。この計画内容については、ごみ処理に関する委員会にて委員の論議を通じて協議し、毎年計画の見直しを行い、より良い施策に反映します。

■具体的な取り組み項目

- ・委員会による「対馬市一般廃棄物処理実施計画」の策定と定期的な見直し・評価の実施の検討

③ ごみ処理に関する委員会の設置と運営

「対馬市一般廃棄物処理実施計画」に沿って、市民・事業者・行政が『これまでの振り返り⇒現状の把握・分析・評価⇒課題の抽出⇒対応策の検討⇒改善・実践』というPDCAプロセスを用いて協議します。このため、これまでのごみ処理に関わる複数の協議会などを整理・統合し、島内外の専門機関・研究者、主要な産業分野の事業者、清掃ボランティアなどの活動団体、行政機関、市民などの代表者などによる委員会を設置します。

■具体的な取り組み項目

- ・対馬市一般廃棄物処理計画の評価・検討に関わる委員会（仮）の設置・定期的な開催運営

2. 普及啓発・発生抑制

【対応する方針：方針3】



① 普及啓発実施体制

これまで本市が行ってきた普及啓発の取り組みに加えて、更なる適正なごみ分別の徹底、排出元におけるごみの排出削減および資源化率向上を図り、より効果的な普及啓発と発生抑制対策を実施するための普及啓発実施体制を構築します。また、効率的な普及啓発活動実施の観点から、本市の環境関連分野のほかの取り組みとあわせて普及啓発を実施することも検討します。

■ 具体的な取り組み項目

- ・環境美化推進委員、環境関連団体、事業者、地域などと連携した環境教育、普及啓発イベントなどの実施
- ・廃棄物関連委員会・協議会などをはじめ、関係者との情報の共有

② 普及啓発の方法・内容

ごみの数量、処理方法、分別方法、減量化の方法、資源化の方法、不法投棄・ポイ捨ての現状、計画の推進状況・効果などについて判りやすく情報を整理し、市民がごみの排出削減、分別、資源化などにより取り組みやすくなるよう、周知を図ります。また、海岸漂着ごみや観光客のごみなどは発生要因が島内に限らないため、島外および国外などの幅広い地域を対象とした普及啓発を実施します。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ごみの適正な分別、排出削減、資源化止などに関する判りやすいパンフレットの作成
- ・市民の4Rの意識向上と取り組みの推進
- ・本市における「ごみの適正処理」に関して、特に功績が高いと認められる市民・事業者・団体等に対して表彰を行うことを検討する
- ・市のHP、広報、CATVなどによる普及啓発の実施
- ・海岸漂着ごみなどに関して、市内外および国内外を問わず、幅広い地域を対象とした交流・普及啓発の実施

③ 普及啓発の効果検証

ごみ処理に関わる普及啓発の実施により、その効果がどの程度現れているのかを把握し、普及啓発の改善に役立てるため、ごみの排出量などの指標・データによる検証に加え、市民・事業者などのごみの排出元に対して、環境に関する意識調査などの調査を実施します。

■ 具体的な取り組み項目

- ・市民環境意識調査アンケート（仮）の実施
- ・普及啓発効果検証のための収集運搬事業者・処理施設などに対するごみの分別実態に関するアンケートなどの実施

3. ごみ排出

【対応する方針：方針3】



① ごみ区分および排出方法の検討・改善

本市における人口の推移や環境変動など、ごみ数量の推移に影響を与える要因を踏まえ、収集運搬・処理施設における効率的な処理の観点から、随時適切なごみ処理区分および排出方法を検討し、対策を講じます。

■具体的な取り組み項目

- ・食品ロスへの具体的な取り組み方法を検討
- ・紙ごみの新たなリサイクル項目の追加検討
- ・経済性・効率性・環境影響評価などに基づく海岸漂着ごみ・災害ごみの分別処理方法の再検討および資源化の促進
- ・事業系ごみに関する少量排出事業所登録制度の継続
- ・多量排出事業所への訪問指導
- ・生ごみ・廃食用油の分別回収継続および回収件数・数量拡大
- ・コンポストの助成制度の継続実施

② 不法投棄・ポイ捨て対策

不法投棄・ポイ捨てが発生しにくい環境をつくります。また、現在の取り組みから継続して、不法投棄防止パトロールの実施、不法投棄・ポイ捨てに対する行政指導など、取り組みを強化します。

■具体的な取り組み項目

- ・不法投棄パトロールの継続実施
- ・行政指導の継続実施
- ・判りやすいパンフレット作成など、具体的なポイ捨て防止対策の検討・実施

③ 市民・事業者・行政の役割分担に基づいたごみ排出に関する取り組みの促進

市民・事業者・本市が、それぞれの立場において、ごみ排出に関する取組みを実施・促進するため、清掃イベントの実施、分別促進のための取組みを行います。

■具体的な取り組み項目

- ・市民一斉清掃などの清掃イベントの実施
- ・対馬市関連施設における分別ごみ箱の導入

4. 収集運搬

【対応する方針：方針4】



① ごみの収集運搬体制の拡充および効率化

本計画による施策の推進や人口減少などの環境要因、事業者・労働者数の減少などの内部要因の変化によるごみ排出量、資源回収量などの推移に対応した柔軟な収集運搬体制を整備します。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ 民間事業者などの活用検討による低コストで効率的な収集体制構築
- ・ 集団回収の実施
- ・ 経済性・効率性・環境影響評価に基づくごみ収集運搬委託の実施
- ・ 低公害車両・燃料の導入

5. 中間処理

【対応する方針：方針4】



① 新たな分別区分に基づいた計量・記録方法の整備

分別区分ごとの計量・記録の徹底化を図るための機器・施設の整備と管理態勢を構築します。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ 各施設におけるごみ処理状況の適切な把握など、情報共有・管理機能の強化
- ・ 海岸漂着ごみの資源化・リサイクルの推進
- ・ 災害廃棄物のリサイクル体制の構築

② 生ごみ堆肥利用の促進

生ごみ堆肥を利用した農作物の客観的評価体制の構築、および、適正価格の設定と販売・利用促進策を強力に講じます。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ 生ごみの成分分析と有効性などを検証し、「公的認証ラベル」などにより有効性を表示
- ・ 健康づくり・食育などの観点から、堆肥消費促進体制の構築と市民への周知
- ・ 学校給食、老人介護施設・保育所・公立病院など、市の関連施設での食事提供において、生ごみ堆肥などを用いて育てた作物の優先利用を検討
- ・ 健康福祉部門と連携した「市民の健康づくり作物」としての広報・啓蒙による利用促進

③ 処理区分・処分方法の再検討

中間処理施設において発生し、現在最終処分しているスラグなどについて、経済性・効率性・環境影響評価の結果に基づいて資源化の検討を行います。一方、現在資源化処理している「ばいじん」などについても、経済性・効率性・環境影響の観点から、適切な処分方法について再検討を実施します。

■具体的な取り組み項目

- ・ばいじんの処分方法を再検討
- ・民間事業者の中間処理ルート・資源化ルートの活用

④ リユースの促進

現在、ごみとして中間処理施設に持ち込まれるものの中には、清掃・補修・修理することで再使用できる物品も含まれているため、リユースのための取り組みについて、民間事業者の活用も含めて検討します。検討においては、経済性・効率性・環境影響評価に基づき、適切な取り組みとなるように推進を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・経済性・効率性・環境影響評価に基づくリサイクルプラザなどの活用
- ・民間のリユース・リサイクル事業者を活用したリユース・リペア促進の仕組み作りの推進

⑤ 中間処理費用の低減

事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、循環型社会の構築に向けた取り組みの一つとして推進します。

そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化などの検討と、一般廃棄物の処理事業に係る会計の分析・評価を実施して、費用の低減を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・施設搬入、計量・記録から最終処分までの全工程の見直しによる費用低減を検討
- ・自動化・デジタル化による業務の効率化と最適化を検討

⑥ 効率的で安心・安全な中間処理施設運営

ごみ処理施設は、一般廃棄物処理におけるインフラの要であることから、安心・安全な施設運営が求められます。その上で、経済性・効率性・環境影響の観点から、より適切な施設運営となるよう、改善を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・経済性・効率性・環境影響評価に基づく運転管理体制の改善
- ・排出基準適合状況の公開
- ・災害発生時対応マニュアルの作成

⑦ 計画的な施設整備

本市は四方を海に囲まれ、緊急時やオーバーホール時に近隣自治体へごみ処理を委託できないため、綿密な補修・整備計画を立案することにより、十分な維持管理、補修期間を確保するとともに、予防保全の強化を図ります。このほか、廃棄物処理における様々な課題に迅速に対応するため、毎年、補修・整備計画の見直しを実施します。

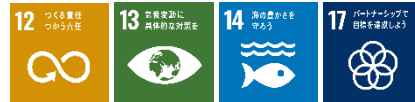
施設の補修・整備計画の作成においては、その内容を委員会において十分に検討します。その際、市民、排出事業者、収集運搬事業者、処理施設の委託管理運営事業者、資源リサイクル事業者、最終処分事業者などの意見を聴取した上で、経済性・効率性・環境影響評価など、総合的な観点から適切な計画とします。特に、現状の対馬クリーンセンターが令和13年ごろに更新期間を終え、耐用年数を迎えることを踏まえ、新たな処理施設建設（または再更新）に向けた検討を委員会にて着手します。新たな処理施設の建設の検討に当たっては、用地確保や新炉選定、環境アセスメントの実施、施設の建設および試験運転などを含めて10年ほどの期間が必要であるため、令和3年度から委員会設置のための検討を始めます。

■具体的な取り組み項目

- ・現行施設の補修・整備計画の定期的な見直し、および、新施設建設の検討

6. 最終処分・資源化

【対応する方針：方針4】



① 最終処分費用・資源化費用の低減

経済性評価に基づき、ごみ排出段階における分別区分・排出方法の再検討、および、中間処理施設における処理区分・処分方法の再検討などと併せて、ごみおよび資源の区分ごとに最終処分・資源化ルートを確認します。

■具体的な取り組み項目

- ・ごみ処理区分、資源区分ごとの処分・資源化ルートの確保

② 効率的で安心安全な最終処分施設運営

本市が所管する一般廃棄物最終処分場は1か所のみであるため、できるかぎり施設を大切に使用する必要があります。また、想定外の受入れ停止を防ぐため、管理を徹底するとともに、災害発生時対応マニュアルなどにより、災害ごみを含むあらゆる事態を想定した予防保全の強化を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・最終処分施設の管理・予防保全の強化（災害ごみ等への対応を含む）

③ 計画的な施設整備

本市が所管する一般廃棄物最終処分場の残余容量は、一定期間確保できる見込みです。しかし、家屋廃材や災害ごみなどの対応には不十分な部分があるため、将来を見据えた最終処分地の検討を行います。検討の結果は、委員会などに諮り、多角的な意見を取り入れた計画とします。

■具体的な取り組み項目

- ・最終処分場確保のための検討、ならびに、実施スケジュールの提示